

岩手県監査委員告示第15号

監査結果の公表（令和元年岩手県監査委員告示第12号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

岩手県監査委員 軽石 義則  
岩手県監査委員 神崎 浩之  
岩手県監査委員 寺沢 剛  
岩手県監査委員 沼田 由子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立中央病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和元年6月13日及び同月14日

イ 本監査実施日 令和元年7月24日

(3) 監査結果の公表の日 令和元年8月27日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
その他医業収益の調定に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが10件、135,987円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	その他医業収益について、令和元年8月16日に全て選付した。今後は、担当者をはじめ複数人での確認を行い、調定金額の確認を徹底することとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立釜石病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和元年6月5日及び同月6日

イ 本監査実施日 令和元年7月23日

(3) 監査結果の公表の日 令和元年8月27日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
賃金の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、48,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	賃金について、令和元年9月6日に追加支給を行った。今後は、支給対象となる勤務日数の確認を複数人で行い、再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立久慈病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和元年6月5日及び同月6日

イ 本監査実施日 令和元年7月10日

(3) 監査結果の公表の日 令和元年8月27日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
臨時医務嘱託報酬の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが19件、271,780円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	報酬について、令和元年8月5日までに全て返納を完了した。今後は、担当者以外の者による確認体制を強化し、特に年度初めについては基準額の変更が反映されているか重点的に確認を行うこととした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立中部病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和元年6月11日及び同月12日

イ 本監査実施日 令和元年7月9日

(3) 監査結果の公表の日 令和元年8月27日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、75,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	通勤手当について、令和2年2月4日に返納を完了した。今後は、通勤手当の支給に際し、育休者情報ファイル（育児休業・病休・産休・退職者情報）を係内で共有し、支給・停止漏れ等がないか複数人で確認することとし、再発防止に努めることとした。